

特許権経営の光と陰と守護神

2013 年 1 月 27 日 細川 学

1. 千手観音と発明王

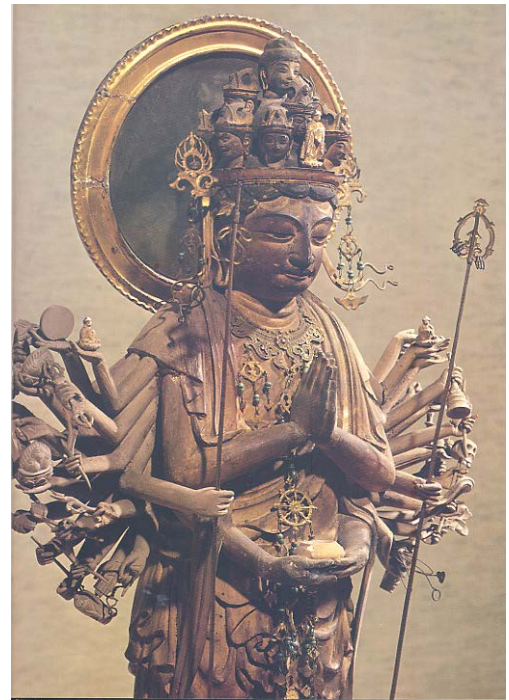
比叡山延暦寺の千手観音像を拝観し、発明王豊田佐吉(「佐吉翁」)を連想した。観音様の 40 本の御手珠に佐吉翁の約 70 件の特許発明を連想し、御頭仏に「佐吉翁」の特許権経営に助力した政府、特許庁、法曹界、業界等の賢者を連想した。そしては観音様の「はにかみ」の表情に、発明事業の成功や叙勲の喜びと、思わぬ特許紛争で味わった苦渋の思いを連想した。

人間社会には光り輝く「栄光の歴史」と、思わぬ難題に苦労した「苦渋の歴史」もあるが、その歴史を支えた熟練、熟達の賢者(「守護神」)の存在も忘れることはできないであろう。

特許権を武器とした企業経営(「特許権経営」)にも華々しい「栄光の歴史」の陰に、誰も知らない「苦渋の歴史」や、栄光を支えた多くの「守護神」の存在もあった。

佐吉翁は明治、大正時代を代表する発明家で、自動織機の基本特許を発明し、紡・織機産業を起業し、その業績により、勲三等瑞宝章を授章した。その特許権経営者の特許を支えたのは特許の守護神・石原卯八弁理士であった。

佐吉翁の子孫も世界有数の自動車会社を起業したが、その過程には多くの熟練、熟達の賢者・守護神の助力があった。



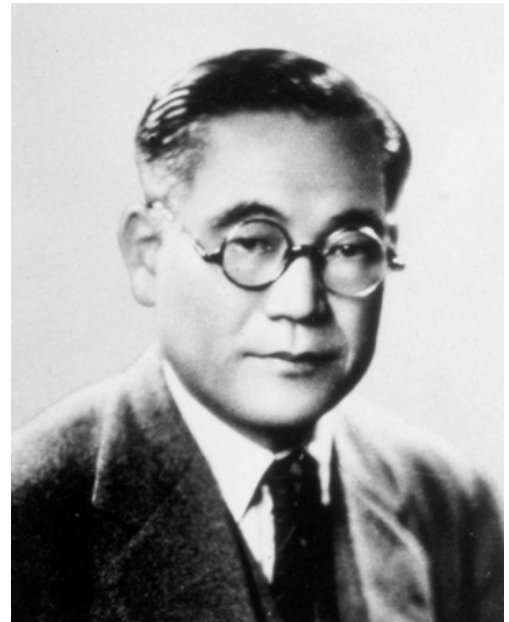
豊田佐吉 (1867～1930)

佐吉翁の「苦渋の歴史」の例は自身の特許発明を事業化する目的で設立した豊田式織機(株) (現在の豊和工業(株)) の常務取締役技師長に就任したが、就任3年で追われ、追われた後に設立した(株) 豊田自動織機製作所(「豊田自動織機」) が豊田式織機から明治42年特許法3条(勤務発明) により訴追された「苦渋の歴史」がある。

自動織機の基本特許第17,028号(自動杼換装置) を「勤務発明」として豊田式織機に返還せよとする勤務発明訴訟であり、頼れる「守護神」石原卯八弁理士の没後で、厳しい裁判となったが、愛知県知事の助言などもあり、和解金の支払いで解決した。愛知県知事は行政の「守護神」であった。

佐吉翁の長男豊田喜一郎氏(「喜一郎社長」) はトヨタ自動車工業(株) (「トヨタ」) の創業時の副社長で、後に社長となった。創業時の社長は娘婿の豊田利三郎であった。トヨタは今や世界有数の巨大自動車メーカーであるが、「苦渋の歴史」も、それを救った治安の「守護神」の存在も伝えられている。

第二次世界大戦後、日本共産党が合法的に活動を開始し、労働運動も激化した。1949年(昭和24年) には、下山事件・三鷹事件・松川事件といういわゆる「国鉄三大ミステリー事件」が起こる一方、中華人民共和国が成立し、朝鮮半島も不穏になった。その結果、1950年(昭和25年) 6月、連合国軍の指示で日本共産党とそのシンパの公職追放、いわゆる赤狩りが行われることとなった。



豊田喜一郎 (1894~1952)

そして朝鮮戦争(1950年6月~1953年7月) が起こった。それに伴い、日本は大量の物質の買い付けという朝鮮特需で潤った。しかし、同時に米軍が実質的に朝鮮半島に移動し、日本に防衛治安維持兵力が存在しなくなるということで、1950年(昭和25年) 年8月、実質的な再軍備となる警察予備隊が創設されることとなった。警察予備隊は1952年(昭和27年) 10月、保安隊に改組され、さらに1954年(昭和29年) 6月、自衛隊の発足に伴い、陸上自衛隊とつながった。

こうした流れの中で、第二次世界大戦後に起こった激しい労働運動は、反戦・反米・反安保運動ともなって続いた。トヨタでも激しい労働争議が起こった。そして1950年（昭和25年）6月5日、豊田喜一郎社長他複数の経営幹部が退任し、6月10日、従業員2,146人が希望退職することで収束した。トヨタの子会社豊田工機（株）（現（株）ジェイテクト）では、1952年（昭和27年）には職場放棄ストライキが月14回発生した。また労働争議の沈静化のため、1954年（昭和29年）9月、365人（従業員の約1/3）の人員整理（「赤狩り」）が実施されたとされている。

これに追い討ちをかけるように第五福竜丸事件が起こった。1954年（昭和29年）3月1日に米国が実施したビキニ環礁での水爆実験で発生した多量の死の灰を浴びたのである。反原水爆運動も加わり、全国的な騒乱となった。

反安保運動も続いた。日本は1951年、サンフランシスコで第二次世界大戦の連合国47ヶ国とサンフランシスコ平和条約（日本国との平和条約）を締結すると同時に、米国と日米安全保障条約（日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約）を締結した。いわゆる旧日米安全保障条約である。その改定交渉が行われるようになり、それに対する反対運動が加わったのである。岸信介首相とアイゼンハワー大統領との間で新安保条約が1960年（昭和35年）1月に署名され、反米・反原発運動は激化し、樺美智子さん死亡事件が起こったが、6月に新安保条約が発効すると、運動は次第に沈静化した。

会社の経営秩序も回復した。これを指導したのは日本の同盟国と日本の治安の「守護神」であった。しかし、長い労働争議のため技術開発力は衰退し、特許出願も急減していた。トヨタを始めとする日本の自動車産業の研究開発力や特許創出力の衰退――自動車産業の国際競争力の低下は、円滑な国際貿易の促進のため1948年に発足したGATT（関税と貿易に関する一般協定）への加盟準備を進めていた日本にとって、最重要の懸念材料となった。

そのため日本ではGATT加盟の準備段階、そして1955年（昭和30年）9月にGATT加盟を果たした後においても、GATT対策に力が入れられた。トヨタも通商産業省、特許庁などの支援を受けた。例えば、豊田工機は西欧の先端工作機械技術導入の指導を受け、それによって経営を回復させた。トヨタは特許力強化の指導を受けた。そして1962年（昭和37年）、グループ各社が総動員された全トヨタ特許管理会議（俗称「特許同盟」）が結成された。同議長はトヨタ社長、委員はグループ各社の技術系トップで、その下部組織して、特許庁審判部の弁理士、服部敏夫審判長と鈴木昌明審判官の指導の下、全トヨタ特許実務者会議が設けられた。特許力の回復が実現できたのは「特許同盟」という「守護神」のお陰であった。

2. 佐吉翁の特許権を武器とした経営（「特許権経営」）

佐吉翁は1867年（慶応3年）2月14日の生まれで、1930年（昭和5年）10月30日永眠した。享年63歳だった。佐吉翁は自身の特許発明を基に多数の会社を起業しただけでなく、その直系後継者たちも世界一、二の自動車製造会社を起業したという歴史に残る特許権経営者である。

佐吉翁は生涯に約70件の特許権を取得した。第1号特許は佐吉翁23歳の時、1890年（明治24年）5月14日付けの特許第1,195号である。

以後、永眠する1930年（昭和5年）10月30日の3年前まで、毎年多くの特許権を取得し、その特許発明を実施する紡績会社、織機会社、紡績及び織機を製造する製造機械会社、販売会社等を多数設立した。「佐吉翁」の発明の先達性は、特許率100%、特許出願から登録までの登録日数が最短で10日、そして明治時代の特許出願27件の平均登録日数は102日ということからも了知できるだろう。

佐吉翁には、出身地も近い特許庁審査官（後に弁理士）石原卯八氏（慶応元年7月生、大正2年8月4日没、47歳）が特許権に関する熟練、熟達した「守護神」であった。

佐吉翁は発明家の実績を請われて豊田式織機の常務取締役兼技師長に就任した。1907年（明治40年）2月9日で、発明家の油の乗りきった40歳であった。佐吉翁が豊田式織機に在籍した約3年間に発明し、取得した特許権は13件であったが、豊田式織機名義の特許権は5件で、他の8件は佐吉翁自身の名義だった。

佐吉翁には「勤務発明」を豊田式織機に譲渡するとの約束があったというが、発明創作の実体が豊田式織機以前の継続である等の理由があれば、佐吉翁自身の特許にする遺留権があると認識し、佐吉翁名義の特許権8件を取得したと伝えられている。

明治42年特許法が施行される前後の発明出願であり、「勤務発明」の解釈は特許の「守護神」石原卯八弁理士が行ったのだろう。豊田式織機の時代は佐吉翁が35歳から38歳であり、これまでの特許発明と連鎖した発明で、千手観音様の御手珠のような創出だったのだろう。

佐吉翁は、同社の開発機種の方針について、三井銀行出身の谷口房蔵社長と対立し、1910年（明治43年）4月に同社を追われた。そして佐吉翁は翌年1911年（明治44年）10月に豊田自動織布工場（現在のトヨタ紡織株）を設立した。1921年（大正10年）11

月 29 日には中国上海に(株)豊田紡織廠も設立した。上海事業は大成功で、日本国での事業展開にも多大に貢献したと伝えられている。

1926 年（大正 15 年、昭和元年）11 月 18 日、佐吉翁は自身の特許発明を具現化する自動織機を製造する会社、(株)豊田自動織機製作所（「豊田自動織機」）を設立した。豊田自動織機の生産の開始に伴い、豊田式織機と豊田自動織機は自動織機を製造する競業会社となった。豊田自動織機の社長は佐吉翁の長女愛子さんの婿養子豊田利三郎氏（入籍は 1915 年 10 月）で、三井銀行系の東洋綿花(株)の縁故者であった。

谷口社長と豊田利三郎社長は当初、自動織機の完成品や、その構成装置や、鋳物フレーム等の構成部品を相互取引し、特許権の実施等も含む友好的な関係であったが、佐吉翁が基本特許第 17,028 号「自動杼換装置」の特許権期間延長手続きをしたことに端を発し、自動織機の基本特許の帰属めぐる紛争（勤務発明紛争）が発生し、両社の友好取引関係は消滅した。

架空の論であるが、佐吉翁が特許第 65,156 号「杼換式自動織機」を重視し、後述する特許第 17,028 号「自動杼換装置」の期間延長をしなかったら（他の特許権は期間満了）、この特許紛争は発生しなかったであろう。

豊田織機の設立は 1926 年（大正 15 年）11 月 18 日、佐吉翁 59 歳の時であり、翌 1927 年 11 月 12 日に勲三等瑞宝章を受章した。その叙勲の頃に豊田式織機は、佐吉翁に対し、基本特許第 17,028 号「自動杼換装置」の返還等を求める訴訟を提起した。この訴訟は 1930 年（昭和 3 年）6 月 9 日に佐吉翁、豊田式織機、豊田自動織機の三者の和解契約が締結され、終結した。佐吉翁が永眠する 2 年 4 ヶ月前だった。豊田式織機と豊田織機の円満な和解に安堵し、佐吉翁には従五位が下賜された。佐吉翁は叙勲栄誉と和解契約に「はにかみ」されたであろう。

なお、豊田織機は 1929 年（昭和 4 年）12 月 21 日に英国プラット・ブラザー社に当時の金で百万円の対価で技術供与したとある。基本特許第 65,156 号「杼換式自動織機」の優先権主張特許が英国他 5 カ国で成立し、その特許発明と技術提携契約には入社 2 年目の豊田喜一郎副社長があたったと伝えられる。「佐吉翁」は喜ばれたであろう。（なお、佐吉翁と豊田式織機との特許権に関するライセンス契約の存在は不明である。）

訴訟になった職務発明の問題について考察すると、現行特許法第 35 条の「職務発明」に対応する条文は明治 42 年特許法第 3 条「勤務発明」であるが、それらの解釈は同一ではなかった。ちなみに現行特許法第 35 条は、使用者が発明者を雇用し、給与を支給し、

発明環境をあたえる等の一定条件が整い、就業規定等で定めがあれば、使用者の業務に係る発明の特許を受ける権利を使用者に譲渡させる強制権があると解釈されている。

佐吉翁は周知・著名な発明家であり、自己の発明を企業化する目的で設立した会社に参加し、常務取締役技師長に就任したが、3年で放逐されたような場合は、総て発明を「勤務発明」とするのは発明者に厳しすぎるだろう。現行法でも職務発明が争われたケースは少なくない。¹ 発明者と使用者との利害調整は難問である。

3. 佐吉翁の特許

佐吉翁の自動織機に関する基本特許としては、識者は次の5件を上げている。佐吉翁の特許約70件を俯瞰すると、発明思想は基本特許もその他の特許も鎖状に堅く絡みあった連鎖特許網のように思える。

佐吉翁の基本特許

- ① 特許第 17,028 号 明 42.9.28 「自動杼換装置」
- ② 特許第 27,006 号 大 3.6.12 「経糸解除及び緊張装置」
- ③ 特許第 26,092 号 大 3.6.12 「投杼桿受」
- ④ 特許第 29,484 号 大 5.5.18 「自動織機」 最重要特許
- ⑤ 特許第 65,156 号 大 14.8.10 「杼換式自動織機」

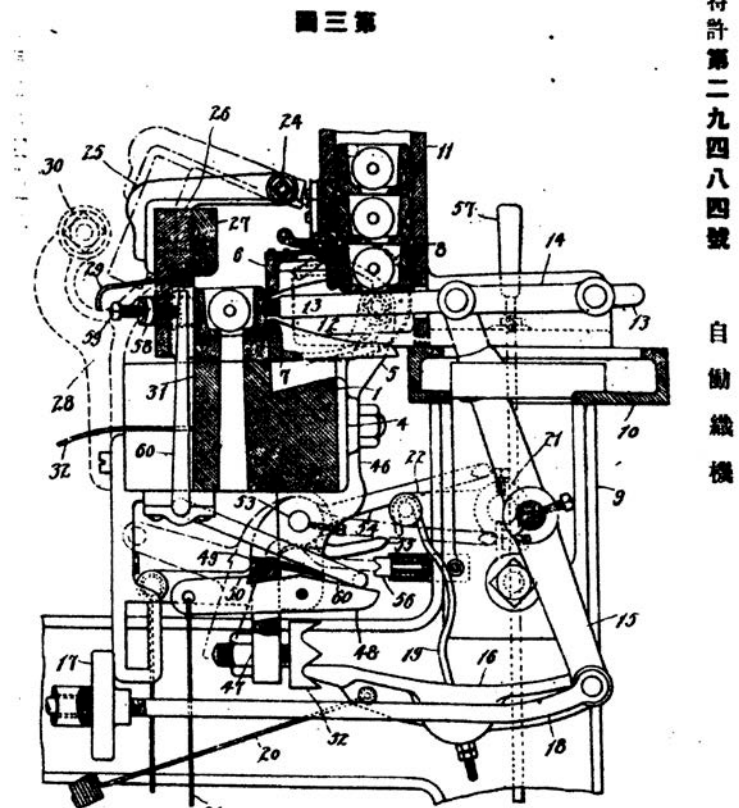
①の特許権の期間延長が紛争の起点になったが、仲裁による和解契約で解決した。

豊田式織機(株)名義の佐吉翁の特許

- ① 特許第 12,125 号 登録明治 40. 5. 6 「豊田式綻統」 …… 佐吉翁 40 歳
- ② 特許第 18,263 号 登録明治 43. 7. 8 「杼換準備装置」 …… 佐吉翁 43 歳
- ③ 特許第 18,548 号 登録明治 43. 9.12 「二挺杼換装置」 …… 〃
- ④ 特許第 18,663 号 登録明治 43.10. 8 「経糸停止装置」 …… 〃
- ⑤ 特許第 19,216 号 登録明治 44. 1.23 「綻統枠」 …… 佐吉翁 44 歳

¹ 「カトウ工機事件」 特許権：審決取消請求事件(行政訴訟)/知財高裁/平 23・11・10/平 23(行ケ)10055
原告：カトウ工機(株)／被告：司工機(株)
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111114154838.pdf>

特許第 29,484 号「自動織機」



4. 「全トヨタ特許同盟」の結成

全トヨタ特許管理委員会（俗称「特許同盟」）は、1962 年（昭和 37 年）、当時のトヨタ社長を議長、トヨタ・グループ各社の技術のトップを委員とする特許戦略会議として結成された。結成の目的は、トヨタが米ビックスリー（GM、Ford、Chrysler）に対抗できる会社となること、そのための自主技術力＝自主生産力＝自主特許力を持つことであった。

その背景には諸説あり、以下の 2 例がその代表である。

- ① 日本銀行は日本の自動車産業を悲観的に認識し、外国資本の進出を容認していたが、政府は産業界の自主・自立を国策とし、産業界を支援する策をとった。
- ② トヨタの 50 年史を見ると、トヨタと米国 Ford 社が事業提携する契約が米政府の意向で破棄されたとの記述があり、米政府が朝鮮戦争により自動車などの基幹産業の技術を外国に供与することを禁止する命令を出したとの記述もある。そのため日本では外国技術に頼らない自立・自主技術の開発が喫緊の課題となった。

5. 特許庁の支援と指導

新特許法施行（昭和 35 年 4 月 1 日）当時、日本政府には基幹産業である自動車産業、特にトヨタとそのグループは激しい労働争議の後遺症で、技術力も特許力も特許部門も弱体化したとの認識があったという。そして当時のトヨタの年間特許出願件数は少なく、特許力が悲観的に評価されたのだろう。通商産業省＝特許庁では、特許力の強化のため、主要企業を支援・指導する政策がとられた。トヨタ・グループは、特許庁出身の服部敏夫弁理士と鈴木昌明弁理士から、それぞれ教育指導と実務指導を受けることになった。

① 全トヨタ特許管理者委員会 俗称「特許同盟」

1962 年（昭和 37 年）の結成。議長はトヨタ社長、委員はグループ各社の技術系筆頭取締役で、全トヨタの特許力を強化する戦略会議とされた。

② 全トヨタ特許管理者会議

グループ各社の特許実務担当者の会議で、「特許同盟」の方針を受け、価値ある発明の増大、強い特許権の取得、有効な権利行使をする戦術などの実務を実践習得した。米国ワシントンへの特許研修生も多数派遣した。

③ 服部敏夫弁理士：自著「創造の工学」を用いて特許発明を創造する技法を指導。

④ 鈴木昌明弁理士：発明の特許権化、強い特許権化、権利解釈などの実務を指導。

（注：石原卯八弁理士は佐吉翁の「特許権経営」の指導者であった。）

6. 「特許同盟」の成果

「特許同盟」結成当時のトヨタの年間特許出願件数は多くなかったが、1972 年（昭和 47 年）には 533 件になった。そして特許庁「特許行政年次報告書 2012 年版」によれば、2008 年には 10,025 件に達した。2010 年には 6,352 件に減少しているが、世界の自動車業界の中でトップを走り続けていると推定される。

「特許同盟」結成当時の 1961 年（昭和 36 年）12 月 6 日、トヨタの常務取締役梅原半二博士が「フオルクスワーゲンに続くもの」というタイトルで講演している。その講演の要旨は「米国の自動車生産会社のビックスリー（GM, Ford, Chrysler）が世界を席巻している。そのビックスリーに最近ドイツの VW が接近している。それにトヨタが続いている。」というものであった。

梅原博士の講演は「特許同盟」を結成した当時の「トヨタ」の実態を物語っているが、なんとも「はにかみ」の講演だった。今年、「昨年の自動車生産台数世界一の座を3年ぶりにトヨタが奪還した、世界一の座をトヨタとGWとVWが拮抗して争っている。」とマスコミで報道された。梅原博士は現状を先見されていた。

トヨタ・グループの特許力の向上は「特許同盟」が「守護神」であった。

7. あとがき、守護神について

「特許権経営」には下記の熟練、熟達、賢者（「守護神」）の支えが必要である。

- ① 特許権の「守護神」には、攻撃にも防御にも強く、広い特許権の取得と特許網の構築と、特許権の攻撃・防御などに実践力のあるスペシャリストが望まれる。併せて、経理計算に明るい、儲かる「特許権経営」の経理感覚の賢者も望まれる。
- ② 行政の「守護神」には、国益と当事者双方の利益のバランスが判る賢者が望まれる。
- ③ 治安の「守護神」には、過激な政治的労働争議を沈静化し、経済活動を守る国家的権力の賢者が望まれる。経営に無関係な政治闘争に対処する賢者が望まれる。
- ④ トヨタ・グループの特許の「守護神」は「特許同盟」であったが、グループ各社が自主・自立力をつけたので、「特許同盟」は“真夏の夜の夢”となった。
- ⑤ その他に忘れてはならない会社の「守護神」は「株主」である。「株主」は会社に投資し、商品を買ひ、良さを宣伝し、誹謗を撥ね退ける最強の味方である。2008年9月のリーマンショック後に、トヨタにはリコール・バッシングの嵐が吹き荒れた。2011年6月の株主総会でも「株主」から厳しい質問が続き、豊田章男社長が絶句する場面も有ったが、ある「株主」が社長に対し、「泣くな、頑張れ」と激励した。その一言で株主総会の雰囲気が一変し、無事終了した。「株主」の激励は「神の声」であり、会社も「株主」の期待に応えたであろう。

付言： 本稿のデータ類は、政府の白書類や年次報告書と、トヨタ・グループ各社の年史を参照にした。機微な諸事は特許仲間に教授してもらった。ここに深甚の謝辞を表すると共に、本稿の文責は総て筆者であることを明言する。

以上

付表1 「佐吉翁」の特許40件のリスト

特許願号	発明者(特許権者)	出願日	特許日	発明の名称
1,195	豊田佐吉(本人)	明治 23.11.11.	明治 24.5.14	織機
2,472	佐吉(本人)	明治 27.6.27	明治 28.2.14	糸繰返機
3,173	佐吉(本人)	明治 30.2.25	明治 31.8.1	織機
3,250	佐吉(本人)	明治 30.8.25	明治 31.11.7	管捲機
3,605	佐吉(本人)	明治 32.5.8	明治 32.6.30	杼
4,809	佐吉(本人)	明治 34.4.9	明治 34.8.19	糸繰返機
5,241	佐吉(本人)	明治 34.10.24	明治 35.3.7	織機
6,787	佐吉(本人)	明治 36.8.6	明治 36.11.4	織機
7,433	佐吉(本人)	明治 37.4.23	明治 37.6.1	織機
7,676	佐吉(本人)	明治 37.4.16	明治 37.8.10	織機
8,320	佐吉(本人)	明治 37.11.28	明治 38.1.19	織機
11,056	佐吉(本人)	明治 39.8.27	明治 39.10.3	投杼桿受
11,094	佐吉(本人)	明治 39.8.27	明治 39.10.10	経糸解除及緊張装置
12,059	佐吉(本人)	明治 39.12.31	明治 12.31	自動杼換装置
1,2125	佐吉(豊田式)	明治 40.5.6	明治 40.5.16	豊田式綻統
12,169	佐吉(本人)	明治 39.4.28	明治 40.5.28	環状織機
14,665	佐吉(本人)	明治 41.6.21	明治 41.7.3	織機用捲取装置
15,009	佐吉(本人)	明治 41.8.5	明治 41.9.29	経糸停止装置
15,097	佐吉(本人)	明治 41.8.7	明治 41.10.20	投杼桿受
16,194	佐吉(本人)	明治 42.3.31	明治 42.5.5	投杼桿受
16,870	佐吉(本人)	明治 42.6.29	明治 42.8.9	織機
17,028	佐吉(本人)	明治 42.6.10	明治 42.9.28	自動杼換装置
17,174	佐吉(本人)	明治 42.6.29	明治 42.10.9	経糸停止装置
18,263	佐吉(豊田式)	明治 43.3.14	明治 43.7.8	杼換準備装置
18,548	佐吉(豊田式)	明治 43.3.14	明治 43.9.12	二挺杼転換装置
18,663	佐吉(豊田式)	明治 43.3.28	明治 43.3.28	経糸停止装置
19,216	佐吉(豊田式)	明治 43.3.29	明治 43.3.29	綻統枠
26,092	佐吉(本人)	大正 3.3.14	大正 3.6.12	投杼桿受
26,212	佐吉(本人)	大正 3.2.6	大正 3.7.4	経糸解除及緊張装置
26,213	佐吉(本人)	大正 3.2.6	大正 3.7.4	経糸解除及緊張装置
26,931	佐吉(本人)	大正 3.5.23	大正 3.12.1	環状単流原動機
27,006	佐吉(本人)	大正 3.11.2	大正 3.12.15	経糸解除及緊張装置
28,658	佐吉(本人)	大正 4.2.15	大正 4.11.24	投杼桿受装置
29,484	佐吉(本人)	大正 3.12.15	大正 5.5.18	自動織機
31,865	佐吉(本人)	大正 6.5.10	大正 6.12.10	環状単流原動機
3 9,749	佐吉(本人)	大正 9.12.14	大正 10.8.30	環状単流原動機
65,171	佐吉(本人)	大正 13.12.25	大正 14.8.11	環状織機の綻統装置
65,262	佐吉(本人)	大正 13.12.25	大正 14.8.19	環状織機の杼推進装置
65,711	佐吉(本人)	大正 13.12.25	大正 14.9.11	環状織機の織布巻取装置
71,061	佐吉(本人)	大正 15.2.1	昭和 2.2.18	スピンドル伝動装置

付表2 「豊田織機」40年史80頁に掲載された自動織機に関するリスト28件

(大正3年以降15年出願分のみ)

出願年月日	登録年月日	登録番号	発明の名称
大正 3. 3.11	大正 3.9.9	2 6 5 4 5	投杼桿受装置
大正 3. 3.14	大正 3. 6.12	2 6 0 3 2	投杼桿受装置
大正 3.12.15	大正 5.5.18	2 9 4 8 4	自動織機
大正 4. 2.15	大正 4.11.24	2 8 6 5 8	投杼桿受装置
大正 10.3.12	大正 10.8.15	3 9 5 3 4	投杼安全装置
大正 11.12.18	大正 12.7.13	5 0 8 9 1	杼換準備装置
大正 11.12.18	大正 12.7.13	5 0 9 1 8	杼換式自動織機に於ける予備杼溜の改良
大正 11.12.20	大正 11.12.16	5 0 9 4 0	織機用緯管さぐり装置
大正 12.1.12	大正 12.7.16	5 0 9 4 1	織機用緯管さぐり装置
大正 12.5.18	大正 13.3.29	6 0 2 8 3	「シャトル」緯糸引通装置
大正 13.6.28	大正 14.9.30	6 6 0 1 2	自動木管換装置
大正 13.10.30	大正 14.7.6	6 4 5 0 1	杼換安全装置
大正 13.11.8	大正 14.6.29	6 4 5 1 3	経糸切断による停止装置
大正 13.11.11	大正 14.7.14	6 4 7 9 8	杼押へ「スウェル」の装置
大正 13.11.25	大正 14.8.10	6 5 1 5 6	杼換式自動織機
大正 13.12.24	大正 15.6.23	6 8 6 7 7	経糸送出装置
大正 13.12.24	大正 15.6.23	6 8 6 7 8	経糸張力調整装置
大正 13.12.29	大正 15.1.6	6 7 0 6 6	経糸停止装置
大正 14.2.26	大正 14. 9.17	6 5 8 2 6	杼換式自動織機の杼押桿作動装置
大正 14.3.2	大正 14. 9.28	6 5 9 5 0	自動織機の予備杼溜
大正 14.3.14	昭和 2.9. 8	7 3 3 1 8	経糸切断に因る停止装置
大正 14.3.30	大正 15.2.26	6 7 6 2 8	投杼杼受装置
大正 14.7.22	大正 15. 7.21	6 8 9 7 0	自動織機の杼換装置
大正 14.9.16	大正 15.9.30	6 9 5 9 1	自動織機の杼換装置
大正 15. 3.29	昭和 2.3.7	7 1 2 7 9	遊動筏装置
大正 15.6.3	昭和 2.7.22	7 2 7 4 1	自動織機の杼箱後側板抑圧装置
大正 15.7.17	昭和 3.11.12	7 8 9 3 5	杼換式自動織機の残緯糸除去装置
大正 15.9.9	昭和 2.10.12	7 3 9 3 5	耳糸切断装置

付表1に掲載されている特許と重複する特許を除外した28件

脚注：特許期間切れ特許権を「ジェネリック特許」と呼んでいる。「ジェネリック医薬品」が有名である。「佐吉翁」の「ジェネリック特許」を利用した特許権を「佐吉翁特許」に加算してもいいのではないかと考えた。

細川 学 元愛知工科大学講師



経 歴

昭和 32 年 岐阜大学工学部卒業

昭和 32 年 豊田工機株式会社入社

昭和 35 年 特許業務に関与。

以後、平成 3 年、監査役就任まで知的財産業務に従事。

昭和 53 年 特許管理室部長兼経営管理室長主査

昭和 62 年 役員待遇 情報処理システム部長兼技術管理部長

平成 3 年 監査役

平成 13 年 退任

平成 15 年 愛知工科大学講師（知的財産権担当）

平成 17 年 退任

審議会等

昭和 56 年～昭和 58 年 日本特許協会(現日本知的財産協会)常務理事

昭和 57 年～平成 10 年 (社)日本工作機械工業会 特許委員長・知的財産部会長

昭和 59 年～平成 11 年 通商産業省専門調査委員

平成 4 年～平成 9 年 (財)製造科学技術センター知的財産委員

平成 5 年～平成 7 年 特許庁工業所有権審議会委員

平成 5 年～平成 7 年 (財)知的財産研究所研究委員

平成 10 年～ (社)日本工作機械工業会知的財産部会アドバイザー